

議案第14号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月三宅町条例第43号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年 3月 3日提出
三宅町長 森田 浩司

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月三宅町条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「法第19条第9号」を「法第19条第11号」に改める。

第2条第1項に次の2号を加える

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改める。

第4条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同項「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「法第19条第9号」を「法第19条第11号」に改める。

別表第1中、「

3 町長部局	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事務であって次に掲げるもの。 (1)所得情報の確認事務
--------	--

」を「

3 町長部局	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事務であって次に掲げるもの。 (1)所得情報の確認事務
--------	--

」に改め、「11」を「13」に改め、同表10項の次に次の2項を加える。

11 町長部局	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療に関する事務であって次に掲げるもの。 (1) 所得情報の確認事務 (2) 医療保険給付関係情報の確認事務
---------	--

12 町長部局	三宅町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による事務であって次に掲げるもの。
---------	---

	(1) 所得情報の確認事務
--	---------------

別表第2中、「

3 町長部局	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事務であつて次に掲げるもの。 (1) 所得情報の確認事務	地方税関係情報であつて次に掲げるもの (1) 対象者(養育者)の情報 (2) 扶養義務者(※)の情報 ※世帯の事実上の主宰者、税法上の扶養者、社会保険の被保険者など
--------	---	---

」を「

3 町長部局	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事務であつて次に掲げるもの。 (1) 所得情報の確認事務	地方税関係情報であつて次に掲げるもの (1) 世帯員もしくは本人の所得又は町民税情報
--------	---	---

」に改め、同表に次の2項を加える。

11 町長部局	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療に関する事務であつて次に掲げるもの。 (1) 所得情報の確認事務 (2) 医療保険給付関係情報の確認事務	医療保険給付関係情報及び地方税関係情報であつて次に掲げるもの (1) 医療保険上の世帯員の所得又は町民税情報
12 町長部局	三宅町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による事務であつて次に掲げるもの。 (1) 所得情報の確認事務	地方税関係情報であつて次に掲げるもの (1) 世帯員の所得又は町民税情報

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月三宅町条例第43号)新旧対照表

改正後(案)	現行
<p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務</u> <u>法第19条第8号</u>に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(6) <u>利用特定個人情報</u> <u>法第19条第8号</u>に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は三宅町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p>	<p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第9号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は三宅町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>法別表第2の第2欄</u>に掲げる事務とする。</p> <p>2 略</p>

3 町長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1～2	略
3 町長部局	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事務であつて次に掲げるもの。</u> (1) <u>所得情報の確認事務</u>
4～10	略

3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1～2	略
3 町長部局	<u>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事務であつて次に掲げるもの。</u> (1) <u>所得情報の確認事務</u>
4～10	略

11 町長部局	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療に関する事務であつて次に掲げるもの。</p> <p>(1) 所得情報の確認事務</p> <p>(2) 医療保険給付関係情報の確認事務</p>		
12 町長部局	<p>三宅町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による事務であつて次に掲げるもの。</p> <p>(1) 所得情報の確認事務</p>		
13 教育委員会	<p>三宅町就学援助費事務取扱要綱による要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給及び特別支援教育就学奨励費支給に関する事務であつて次に掲げるもの。</p> <p>(1) 所得情報の確認事務</p> <p>(2) 福祉適用情報の確認事務</p>	11 教育委員会	<p>三宅町就学援助費事務取扱要綱による要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給及び特別支援教育就学奨励費支給に関する事務であつて次に掲げるもの。</p> <p>(1) 所得情報の確認事務</p> <p>(2) 福祉適用情報の確認事務</p>

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1~2	略	
3 町長部局	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事務であつて次に掲げるもの。 (1) 所得情報の確認事務	地方税関係情報であつて次に掲げるもの (1) 世帯員もしくは本人の所得又は町民税情報
4~10	略	
11 町長部局	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療に関する事務であつて次に掲げるもの。 (1) 所得情報の確認事務	医療保険給付関係情報及び地方税関係情報であつて次に掲げるもの (1) 医療保険上の世帯員の所得又は町民税情報

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1~2	略	
3 町長部局	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事務であつて次に掲げるもの。 (1) 所得情報の確認事務	地方税関係情報であつて次に掲げるもの (1) 対象者(養育者)の情報 (2) 扶養義務者(※)の情報 ※世帯の事実上の主宰者、税法上の扶養者、社会保険の被保険者など
4~10	略	

	(2) 医療保険給付関係情報の確認事務	
12 町長部局	三宅町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による事務であつて次に掲げるもの。 (1) 所得情報の確認事務	地方税関係情報であつて次に掲げるもの (1) 世帯員の所得又は町民税情報